

パスポートのオンライン申請開始と申請手続きの一部変更のお知らせ (3月27日から)

2023年3月10日
在ギリシャ日本国大使館

本年3月27日から、パスポートの発給申請手続きがオンライン化されます。また、一部申請手続きも変更になりますので、お知らせいたします。

1 オンライン申請開始

(1) 本年3月27日から、お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届(ORR ネット)にログインの上、「海外在留邦人用パスポート申請アプリ」(3月23日以降にアップロード可能となる予定です)を通じてパスポートのオンライン申請が可能となります(これまでと同様に窓口での申請も可能です)。

(2) オンライン申請の場合、戸籍謄本が提出不要な切替申請(パスポート更新)は、申請時に日本大使館や総領事館の窓口に行く必要がありません。新規申請(初めての申請、又は有効期限が切れたとき、紛失等で新たに取得するとき)、あるいは氏名や本籍地が変わった場合等は、戸籍謄本(原本)を原則窓口で提出していただきます。

(3) オンライン申請の場合も、パスポートの受け取りは、引き続き窓口で行っていただく必要があります。

※海外にお住まいの方のオンライン申請のご利用にあたっては、事前にオンライン在留届(ORRネット)で在留届を提出いただいている必要があります。在留届を書面で提出頂いた方の ORR ネットへの切替方法は、以下をご参照ください。

■(当館からのお知らせ)書面で「在留届」を提出いただいた方へのご案内

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100448737.pdf>

2 法改正に伴う、一部の申請手続きの変更

本年3月27日から、以下の旅券手続きが一部変更となりますので、ご注意ください。

(1) 戸籍謄本について

新規申請の場合や戸籍上の氏名や本籍地に変更があった場合等は、これまで戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの原本提出が必要でしたが、今後は戸籍謄本に一本化されます。戸籍抄本では受付できなくなりますので、ご注意ください。

(2) 査証欄(ビザページ)の増補の廃止

査証欄(ビザページ)の増補は廃止になります。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3)6か月以内のお受け取りを！

新しいパスポート発行後、6か月以内にパスポートの受け取りがない場合、当該パスポートは失効します。失効後5年以内に再度パスポートを申請する際には、手数料が通常より高くなりますので、ご注意ください。

(4)窓口での申請書様式の変更

窓口でのパスポート申請書様式が変更されます。3月27日以降は、従来の申請書では受付できなくなりますので、ご注意ください。ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は[こちら](#)

本件詳細については、以下の案内をご参照ください。

○[パスポートのオンライン申請利用案内パンフレット](#)

○[旅券法令改正による申請手続の主な変更点](#)

○[オンライン在留届\(ORR ネット\)](#)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. ,152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp